

福島県教育委員会令和3年3月定例会会議抄録

1 開催日時	令和3年3月22日（月）午後1時30分から
2 開催場所	教育委員室（県庁西庁舎3階）
3 出席者	鈴木淳一教育長、1番 浅川なおみ委員、2番 成澤勝蔵委員、3番 吉津健三委員、 4番 正木好男委員、5番 大村雅恵委員
4 議事内容及び経過	
(1) 開 会	午後1時30分、教育長から3月定例会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	教育長から、正木委員と大村委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会期の決定	教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(4) 記録係の指名	教育長から、佐藤主事が記録係に指名された。
(5) 政策監提出理由説明	<p>教育長から政策監に対して、提出事件についての説明が求められた。</p> <p>政策監から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。</p> <p>（説明概要）</p> <p>議案第1号については、頑張る学校応援プランを改定するもの。</p> <p>議案第2号については、福島県指定重要文化財を指定するもの。</p> <p>議案第3号及び議案第4号については、押印見直しに伴い関係する規則の一部を改正するもの。</p> <p>議案第5号については、福島県水産高等学校練習船設置規則の一部を改正するもの。</p> <p>議案第6号については、福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正するもの。</p>

(6) 会議（一部）非公開

議案第7号については、福島県自然の家組織規則を廃止するもの。
議案第8号については、福島県立図書館利用規則の一部を改正するもの。
議案第9号については、博物館法施行細則の一部を改正するもの。
議案第10号については、教育職員免許状に関する規則の一部を改正するもの。
議案第11号については、福島県立博物館運営協議会委員を任命するもの。
議案第12号から議案第14号については、教職員に対する懲戒処分を行うもの。
議案第15号については、福島県文化財保護審議会委員を委嘱するもの。
議案第16号については、令和2年度第12号補正予算案のうち教育委員会関係部分について、教育長臨時代理により処理を行ったことについて承認を求めるもの。
議案第17号については、教科用図書選定審議会委員を任命するもの。
議案第18号については、教育庁の課室長以上、教育事務所長及び教育機関の長の人事について諮るもの。
議案第19号については、市町村公立学校長の人事について諮るもの。
議案第20号については、県立学校長の人事について諮るもの。
議案第21号については、令和2年度教育・文化関係表彰の被表彰者を追加決定するもの。
報告第1号については、教育庁及び教育機関の職員の人事について報告するもの。
報告第2号については、市町村公立学校教職員の人事について報告するもの。
報告第3号については、県立学校教職員の人事について報告するもの。
報告第4号については、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。
教育長から、本日の審議事項のうち、議案第12号から議案第21号、報告第1号から報

(7) 議 案 審 議
議 案 第 1 号

告第4号について非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なくそのとおり決定された。

頑張る学校応援プランについて（議案第1号）、教育総務課長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。

成澤委員：ICTを活用した教育について、普及するにつれて新たな問題が発生すると考えられる。SNS使用上の問題だけではなく、画面を見続けることに伴う健康面の影響が考えられることから注意してほしい。また、資料には苦手分野の指導の充実とあるが、個性を伸ばすという趣旨で、得意分野を伸ばす教育にも力を入れてほしい。

義務教育課長：GIGAスクール構想において1人1台の端末が義務教育課程の生徒全員に配備され、子ども達がネット環境に触れる機会が増えることになる。授業においてはICT機器の使い方に関する授業と健康面も含めた情報モラルの授業を行う予定である。生徒がインターネットを正しく理解し、健康面を考慮しながら利用するという教育に取り組んでいく。

教 育 長：成澤委員が仰るとおりである。補足すると主要施策5「学びのセーフティネットの構築」においても情報モラルに関する取組を掲げており、力を入れて取り組んでいきたいと思っている。健康面に関しては、県議会においても同様の質問をいただいている。健康教育課において市町村教育委員会に対し、正しい姿勢で使用することや使用時間の管理など、健康面に関する通知を発出しているところである。

義務教育課長：学校現場においては、不得意な部分の教育など、苦手意識がある子どもに目を向

けがちであるが、逆に勉強が得意な子どもをさらに伸ばす取組も重要であるため、ふくしま学力調査において個を伸ばす取組も進めている。勉強が苦手な子どもも得意な子どもも、両方を伸ばす教育を実施したい。

成澤委員：総合教育会議においても発言したが、福島イノベーション・コースト構想に関する教育については、福島県内全ての小中高校生が一度は関わることができるようにしてほしい。

浅川委員：様々な取組においてモデル校が存在すると思うが、モデル校となっていない学校は何割程度あるのか。

教育長：分からないと思われる。モデル校にどこが指定されているのかについては確認できると思うが。

浅川委員：なぜ質問をしたかという、モデル校以外の学校が足踏みをしてほしくないためである。モデル校になっている学校は特徴のある教育ができるが、モデル校以外の学校は普通の教育しかできないということにはならないでほしい。

義務教育課長：各事業ごとにモデル校を設置し研究を進めているが、まずはモデル校において研究発表会などで積極的に発信していただき、またそれ以外の学校においても研修会などを開催し、全ての学校において研究していけるよう進めていきたい。

大村委員：第6次福島県総合教育計画が2020年度で終了し、第7次総合教育計画が2022年度から開始するとのことであるが、計画の策定の進め方において1年間の空白期間をおくこととしているのか。それともたまたま空白期間ができるのか。

教育総務課長：本来であれば、第6次福島県総合教育計画が2020年度に終了し、2021年

	<p>度から第7次福島県総合教育計画が開始する予定であり、昨年度末から第7次福島県総合教育計画の策定に係る準備を進めてきた。計画策定の際は、福島県総合教育計画の上位計画である県計画と時期を合わせて策定することとなるが、新型コロナウイルス感染症のまん延により、新型コロナウイルス感染症に関する内容などについても分析する必要性が生じ、県計画の策定期間を遅らせることとなった。そのため福島県総合教育計画の策定期間も遅らせる必要性が生じたことから、空白期間である来年度を補完するため頑張る学校応援プランを改定し、対応することとしたものである。</p> <p>大村委員：SWOT分析において恐れの原因として雇用のミスマッチという項目を上げているが、これはどういう意味か。</p> <p>高校教育課長：震災以降、分野ごとに求人の伸びに差が生じてきた。その中で高校生のニーズと、企業の求人にひずみが生じているという趣旨である。例えば、高校生が販売部門に就職したいというニーズがある中で、地域としては建設業の分野の求人に伸びはあるが、販売部門が少ないという場合もある。コロナ禍においても同様の状況が発生しており、時代の影響を受けたミスマッチが生じているということである。</p> <p>大村委員：コロナによる影響も生じているのか。</p> <p>高校教育課長：そうである。</p> <p>議案第2号 福島県指定重要文化財の指定について（議案第2号）、文化財課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>議案第3号 福島県教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則等の一部を</p>
--	--

議 案 第 4 号

改正する規則について（議案第3号）及び福島県教育関係職員倫理規則の一部を改正する規則について（議案第4号）、教育総務課長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。

浅川委員：押印を省略するという趣旨は分かったが、自筆署名を行わず、パソコンなどで名前を記入した場合の本人証明はどこまで追求するのか。

教育総務課長：例えばシステムを導入することにより真正性を証明できるものもあれば、そもそも真正性の証明を厳格に行わなくても良いものもあることも考えられる。今後どのように手続きをすべきかということをご個別に検討していくこととなる。

吉津委員：出勤簿に押印を行っている旨の説明があったが、勤怠管理システムの導入に伴い、現在は出勤簿による管理を行っていないという認識を持っていた。未だに教職員は出勤簿に押印を行っているのか。

教育総務課長：現在は押印をしている。勤怠管理システムの改修により押印を不要とする作業を現在進めているところである。そのため当該規則を「自ら押印しなければならない」から「自ら出勤した旨の表示をしなければならない」と改正することで、押印を不要とした場合でも、システムにより管理することができるようになった場合でも対応できるようにしたい。システムの改修が完了次第、出勤簿による管理から、勤怠管理システムによる管理に移行する。

教育長：システムでは教員の在校時間の管理を行っているが、出勤簿は別の制度として規定されているため出勤簿による管理も行っているということで良いか。

教育総務課長：そうである。

	<p>吉津委員：出退勤時にカードをシステムにかざすことにより、出勤情報等がコンピューターで管理できるという認識でいたが、システムがどのようなものか改めて教えてほしい。</p>
	<p>教育総務課長：現在運用しているシステムは、カードをカードリーダーに通すことにより出勤した時間と退勤した時間が記録される。元々は客観的に出退勤時間を把握しなければならないという考え方から、その機能のみを導入し、別途出勤簿による管理も行っていた。そのため当該規則の改正とシステムの改修を行うことにより、二重になっていた手続きを一本化できるよう準備を進めているところである。</p>
<p>議案第5号</p>	<p>福島県水産高等学校練習船設置規則の一部を改正する規則について（議案第5号）、教育総務課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第6号</p>	<p>福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則について（議案第6号）、教育総務課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第7号</p>	<p>福島県自然の家組織規則を廃止する規則について（議案第7号）、教育総務課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第8号</p>	<p>福島県立図書館利用規則の一部を改正する規則について（議案第8号）、社会教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第9号</p>	<p>博物館法施行細則の一部を改正する規則について（議案第9号）、社会教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第10号</p>	<p>教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則について（議案第10号）、義務教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>

<p>議案第11号</p>	<p>福島県立博物館運営協議会委員の任命について（議案第11号）、社会教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>(8) 前回会議録の承認</p>	<p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり、非公開とされた。</p> <p>教育長が、臨時会会議録（案）について、その承認の可否を諮ったところ、全員に異議なくこれを承認することに決定された。</p>
<p>(9) 議案審議 議案第12号</p>	<p>福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第12号）、義務教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第13号</p>	<p>福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第13号）、義務教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第14号</p>	<p>福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第14号）、義務教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>午後3時5分、教育長から暫時休議が告げられた。</p> <p>午後3時15分、教育長から委員会の再開が告げられた。</p>
<p>(10) 議案審議 議案第15号</p>	<p>福島県文化財保護審議会委員の委嘱について（議案第15号）、文化財課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>

議案第16号	教育長臨時代理による処理の承認について（議案第16号）、財務課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第17号	教科用図書選定審議会委員の任命について（議案第17号）、義務教育課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第18号	令和3年度教育庁職員（課室長以上・教育事務所長）及び教育機関の長の人事について（議案第18号）、令和3年度市町村公立学校長の人事について（議案第19号）及び令和3年度県立学校長の人事について（議案第20号）、職員課長、義務教育課長及び高校教育課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第19号	
議案第20号	
議案第21号	令和2年度教育・文化関係表彰について（議案第21号）、職員課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
(11) 報告事項	令和3年度教育庁及び教育機関の職員の人事について（報告第1号）、令和3年度市町村公立学校教職員の人事について（報告第2号）及び令和3年度県立学校教職員の人事について（報告第3号）、職員課長、義務教育課長及び高校教育課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
報告第1号	
報告第2号	
報告第3号	
報告第4号	訓告処分等について（報告第4号）、職員課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく了承された。
(12) 次回の日程	次回の定例会について、教育総務課長から令和3年4月23日（金）午後1時30分から開会することが提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(13) 閉会	午後4時5分、教育長から閉会が告げられた。